

## 2 研究の実際

## 研究の実際

## (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の提供について

インクルーシブ教育システム構築において、児童生徒の教育的ニーズに合った支援を行うためには、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、学校や家庭、関係機関が連携をして取り組むことが必要です。実態調査の結果から、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用や支援会議（ケース会議）の開催について課題があることが分かりました。また、合理的配慮の手続き及び具体的な合理的配慮についてイメージをもつことができない等の課題があることも分かりました。そこで、PDCAサイクルの考えを基に、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の決定、提供、見直し、引継ぎの在り方について探りました。

## ア 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

平成19年4月に文部科学省より通知された「特別支援教育の推進について」には、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」<sup>(1)</sup>と明記されています。

また、平成20年3月に告示された小・中学校学習指導要領には、「障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」<sup>(2)</sup>と明記されています。

このことは、発達障害をはじめ、種々の障害のある児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の特性を理解し、それに対応した支援を計画的・継続的に行う必要があることを示しています。そのために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づいて、児童生徒の支援を実施していくことが必要となります。

## (7) 個別の教育支援計画とは

個別の教育支援計画とは、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、福祉、医療、労働等の連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後まで長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した支援計画のことをいいます。

また、教育支援計画は、生活をトータルに捉えて支援することや、生涯にわたってライフステージに応じ

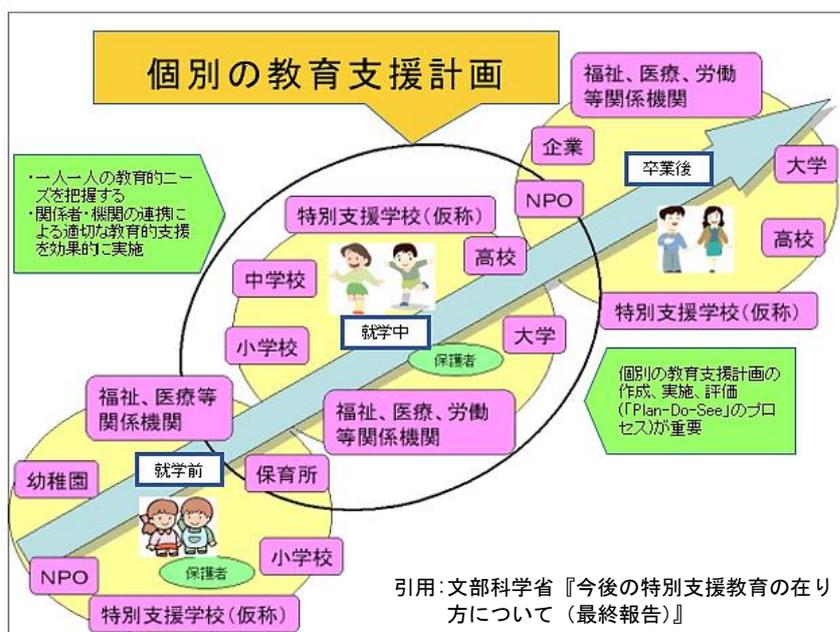


図5 個別の教育支援計画

た支援をするためのものであるとともに、就学前、学校在学中及び学校卒業後の本人の社会参加を促進するための総合的な支援でもあります（前頁図5）<sup>(3)</sup>。

#### (イ) 個別の指導計画とは

個別の指導計画とは、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画のことで、個別の指導計画は、作成することよりも活用すること、つまり、どのように役立てるかが最も重要です。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、固定化されたものではなく、子どもの成長や変化、周囲の状況の変化等について十分検討しながらPDCAサイクルを進めることが大切です。

#### イ PDCAサイクルの考えを取り入れた合理的配慮のプロセスについて

本研究では、合理的配慮のプロセスを図6のようなPDCAサイクルで考えました。

Pの段階では、本人や保護者からの意思の表明や、学校での様子や前年度までの引継ぎ内容から考えられる支援を取り入れます。そして、対象児童生徒の実態を把握し、必要な支援について調整したり、検討したりします。本人や保護者の同意が得られた（合意形成）合理的配慮の内容は、決定事項として個別の教育支援計画に明記します。

Dの段階では、個別の指導計画とも関連させながら、決定した合理的配慮の内容を実際の指導現場でどのように取り入れていくか考え、実際に提供します。

Cの段階では、合理的配慮を提供したことで、対象児童生徒が十分な教育を受けることができたかという視点で、合理的配慮の内容や個別の指導計画における支援内容を評価し、見直します。そして、合理的配慮の内容や個別の指導計画の目標や手立て等を再検討して、必要に応じて変更を行い、本人や保護者と合意形成を図ります。

Aの段階では、次年度に必要な対象児童生徒の障害特性や有効な支援等を引き継ぎます。対象児童生徒が十分な教育を受けることができるように、個別の教育支援計画及び個別の指導計画等を資料とし、必要な支援内容等を次の担任等につないでいくことで、一貫した支援の継続を目指します。

また、PDCAサイクルの考えを取り入れた合理的配慮を提供する際、図6にあるように支援会議（ケース会議）を開くことが必要です。

本研究では、支援会議（ケース会議）を以下のような目的で開催します。

Pの段階では、担任や特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の関係者が対象児童生徒の合

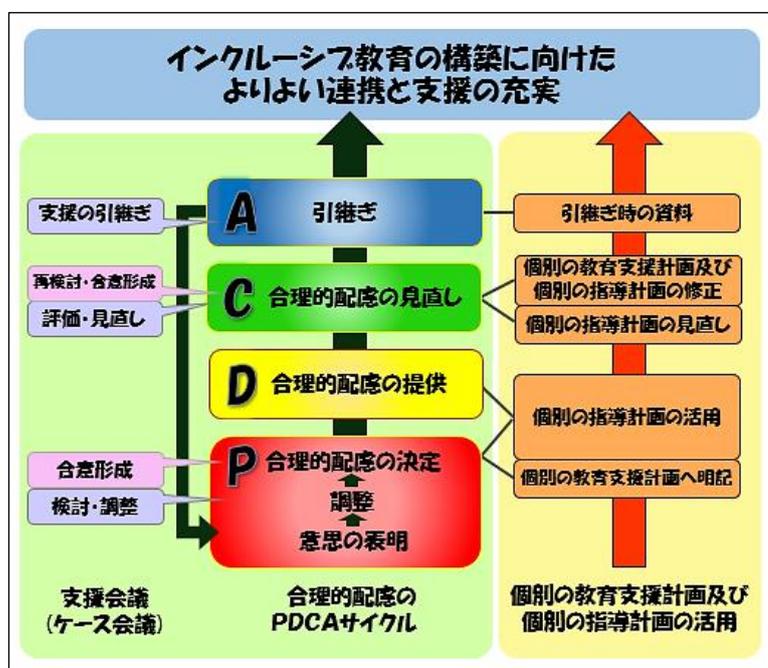


図6 PDCAサイクルの考えを取り入れた合理的配慮のプロセス

理的配慮について検討するために開きます。その後、合理的配慮の内容を本人や保護者と合意形成するためにも開きます。Cの段階では、関係者が個別の教育支援計画及び個別の指導計画等を活用しながら、合理的配慮の内容等の評価や見直しをするために開きます。その後、会議で検討した支援内容について、本人や保護者と合意形成するためにも開きます。Aの段階では、対象児童生徒への一貫した支援が実現できるように、合理的配慮の内容等を次年度に引き継ぐために開きます。

このように、一人一人の教育的ニーズに合った合理的配慮の提供ができるように、随時、支援会議（ケース会議）を開催し、関係者や保護者と連携を図ったり、PDCAサイクルで個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用したりしながら合理的配慮を提供することで、インクルーシブ教育システム構築に向けたより良い連携と支援の充実を図ることができると考えます。

## Q&A

### Q:支援会議(ケース会議)とはどのようなものですか？

**A:**支援会議(ケース会議)とは、障害等のある子供への支援の在り方について検討する会議のことです。

本研究においては、ケース会議(支援会議)は校内外における支援の連携について検討するものと、本人・保護者への合意形成を図るものの2つの機能を有すると考えます。校外においては、必要に応じて医療、福祉、労働等の関係機関を交えて開催します。

### 《引用文献》

- (1) 文部科学省 『特別支援教育の推進について(通知)』 平成19年4月
- (2) 文部科学省 『小学校学習指導要領』 平成20年3月 p. 16
- 文部科学省 『中学校学習指導要領』 平成20年3月 pp. 18-19
- (3) 文部科学省 『今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)』 平成15年3月